

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月9日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院
院長 内山 明彦

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営事業

(2) 事業内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための清涼飲料水等自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(4) 履行期限(期間)

令和2年4月1日～令和5年3月31日

ただし開始日については切り替えが完了した日より契約開始とする。

(5) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院

(6) 入札方法

- ① 入札書の記載に当たっては、建物貸付料及び売上手数料の貸付期間分の合計額を記載すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」でA,B,C及びD等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを作成したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(5) 法人等を設立して5年以上経過しており、清涼飲料水等の自動販売機について、各々良好な運営実績が3年以上あること。

3 契約条項を示す場所

〒806-8501 北九州市八幡西区岸の浦1-8-1

独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院 事務部経理課契約係

《TEL》 093-641-5111

《FAX》 093-642-1868

《E-mail》 youdo@kyusyu.jcho.go.jp

4 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札説明書の交付期間

令和2年3月9日（月）から令和2年3月24日（火）

までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までに「機密保持に関する誓約書」（本公告添付）と引き換えに交付する。なお、来所が困難な者については、郵送等にて交付を行うので、上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

(2) 資格審査申請書の受領期限

令和2年3月25日（水）17時00分

(3) 入札説明書の交付場所、資格審査申請書の受領場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。

(4) 入札、開札日時及び場所

令和2年3月26日（木）10時20分
独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院 別館4階大会議室

5 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2(1)の証明となるもの及び入札説明書において定めるものを添付して資格審査申請書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、建物賃料及び売上手数料の賃付期間分の合計額の多い価格をもって入札した者を第一交渉権者とする。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

- (7) 詳細は入札説明書による。